

新型コロナウイルス感染症の拡大に対する当事務所の取り組みについて

拝啓 初春の候、関与先様におかれましても、新型コロナウイルス感染症の第六波とみられる感染拡大により、さまざまな影響を受けていることと存じます。この状況を受けまして、政府や茨城県よりまん延防止等重点措置及び緊急事態宣言が発令された際には、弊社でもコロナ対策の一環として下記の対応を行いたいと思います。関与先様におかれましても何とぞご理解のほど宜しくお願い申し上げます。

敬具

1. 関与先様・訪問時の対応について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、訪問の際には原則としてマスクを着用します。訪問時には、関与先様の定める感染予防措置の手順（手指消毒、うがい、検温など）に従います。関与先様より訪問自粛が要請された場合には従います。その際には、代替手段による監査の実施、電話やインターネットを通じた面談等を実施させていただきます。

2. 関与先様・月次監査訪問・決算期対応について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、関与先様と個別に協議をさせて頂いた上で、訪問日の延期や監査時間の短縮、お打ち合わせ時間を短縮（15分以内での退席）するなどのご協力をお願いいたします。またその場合、以下の方法をお願いする場合がございますので、ご了承ください。

- ・資料の郵送・FAXやメール、チャットワークを使用した電子データでのやり取りなど
- ・チャットワークやズームでのオンライン会議(面談)など
- ・電話での報告など

どの場合におきましても、適正に月次監査、決算申告の対応を進めて参ります。

月次報告、決算報告も同様に、協議の上ご協力をお願いする場合があるかと存じますが、ご容赦ください。また状況に応じて弊社・職員が在宅勤務での対応になる場合も予想されますので、あらかじめご了承ください。

\*先の見えない状況ではございますが、関与先様のお役に立てる様、コロナ対策を含めた助成金・補助金・協力金などの情報を積極的に発信してまいりますので、どうぞご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。